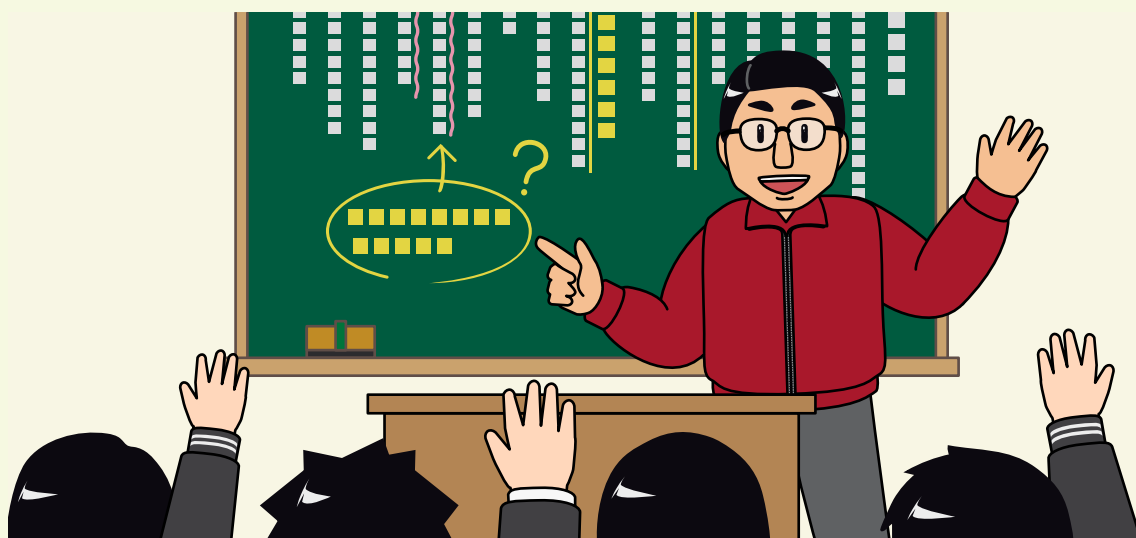


学校職場での公務災害を 防止するために

～管理監督者、安全衛生担当者の皆様へ～



地方公務員災害補償基金東京都支部

○はじめに

学校職場では、公務に伴う怪我等の災害が依然として多く発生しています。

学校を職場とする皆様が公務の遂行により災害に遭うことは、ご本人や家族の生活を脅かすだけでなく、学校の教育活動にとっても大きな損失になります。

災害の内容や背景は様々ですが、原因を分析し、同様の災害を少しでも減らすためには、職場の安全衛生に重要な役割を担っている管理監督者、安全衛生担当者を中心に、職場全体で公務災害防止の取組を進めていただくことが重要です。

地方公務員災害補償基金制度は、地方公務員が公務によって怪我や病気になった場合でも、安心して職務に精励できるように、その損害を補填する、セーフティネットの性格を持っており、多様な事例を扱っています。

本冊子では、これまで地方公務員災害補償基金が取扱ってきた学校における災害の事例を、教育活動の場面ごとに紹介するとともに、近年増加しつつある過労やストレスによる心・脳血管疾患や精神疾患の事例も取り上げました。

各職場において、災害を少しでも防止するための取組について話し合っていた際の資料として、本冊子をご活用くださるようお願いします。

平成30年3月

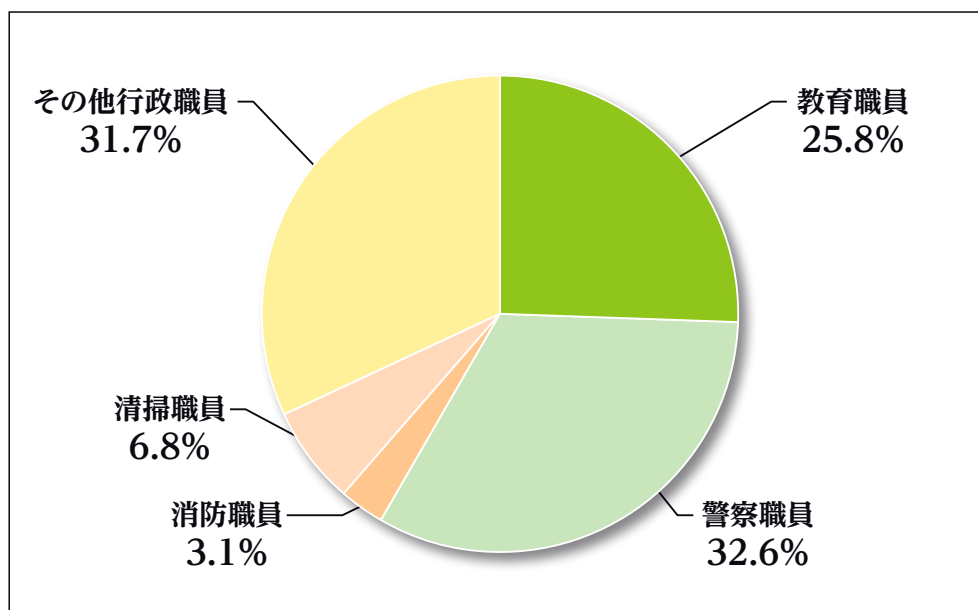
〈 目 次 〉

- 学校での公務（通勤）災害の発生状況 2
- 学校で発生した事例から 3
- 公務災害防止の取組をすすめるために 6
- 公務（通勤）災害の請求にあたっての留意事項 7

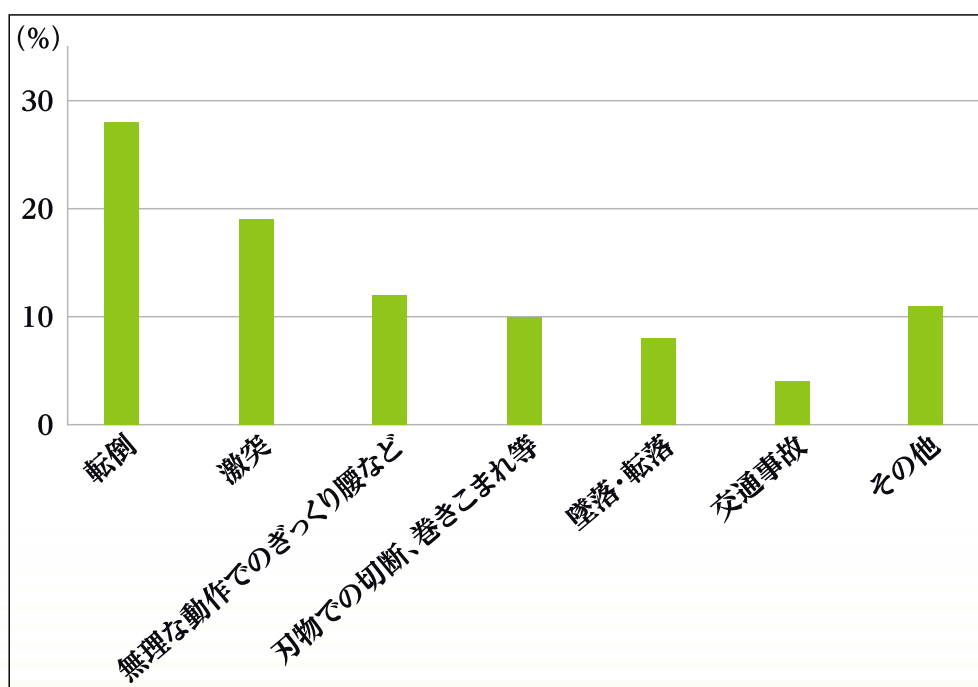
○学校での公務（通勤）災害の発生状況

○職種別発生状況（平成28年度）

平成28年度に発生した公務（通勤）災害のうち、教育職員の公務（通勤）災害は、全体の約4分の1を占めています。



○事故形態別発生状況（平成28年度、教育職員）



○学校で発生した事例から

学校でみられる災害の事例をご紹介します。

授業や部活動などにおいて

- ・ 体育の授業中にマット運動の見本を示していたところ、首に体重がかかる形となり首をいためた。(頸椎捻挫)
- ・ クラブ活動の指導中に、濡れたプールサイドを走って足を滑らせ、転倒してしまい、頭部を強打して負傷した。(頭部打撲、頭部挫創)
- ・ 体育祭の部活対抗リレーで教員チームの一員として出場中、転倒し負傷した。(右手首挫創)
- ・ スポーツ大会の試合で、足を強く踏み込んだ時に足首後ろから、ブチっという音と痛みを感じた。(アキレス腱断裂)
- ・ サッカー部の指導を行っていたところ、生徒が近距離からシュートしたボールが眼にあたり負傷した。(網膜損傷)
- ・ 教室内で電子黒板のケーブルにつまづき、教卓に頭をぶつけた。(頭部打撲)

生徒の指導中に

- ・ 授業が開始しても歩き回っている生徒を注意したところ、顔面を殴打され負傷した。(頬骨打撲傷)
- ・ 児童同士の喧嘩の仲裁に入り、興奮状態の児童を指導していたが、その児童から暴行を受け負傷した。(膝半月板損傷)
- ・ 給食時、不適切な行動をする生徒を注意しようとしたが、逃げようとしたため生徒の腕を掴んだところ、生徒が暴れ、バランスを崩し負傷した。(膝関節挫傷)
- ・ 不安定になってあばれる生徒を止めようとしたところ、生徒が被災職員の手を咬む、足を蹴るなどして負傷した。(顔面挫傷、右膝打撲)
- ・ 朝の運動の指導中、床に寝転んだ児童を抱きかかえて起こそうとしたところ、児童が抵抗して身をよじり、その際、腰部に激痛が走った。(急性腰痛)
- ・ トイレ内で生徒のトイレ介助を行っていたところ、生徒に突き飛ばされ、転倒して負傷した。(頭部外傷)

学校行事の準備、校外活動で

- ・ 入学試験会場の設営中、机を運んでいたところ、運んでいた机と他の机の脚が絡まり、転倒して負傷した。(左膝打撲)
- ・ 文化祭準備の点検中、禁止場所に貼付してあったテープをはがすため、机に乗ろうとしたところ、机が倒れ顔面から落ちて負傷した。(頸髄損傷)
- ・ 修学旅行の最中に、生徒の写真を撮影しようとして後退していたら、背後にあった障害物につまずき、転倒して負傷した。(指関節亜脱臼)
- ・ 移動教室の引率中、山頂からの下山の際、急斜面の岩場から地面に着地した時、バランスを崩して転倒した。(靱帯損傷)

廊下の移動中、職員室で

- ・ 次の授業に向かうため、廊下を走って移動していたところ、生徒とぶつかり、体勢を崩して転倒した。(膝関節骨折)
- ・ 職員室のパソコン配線がカバーされておらず、むき出しのケーブルにつまずき転倒した。(右足関節捻挫)
- ・ 職員室内でストーブにやかんをかけていたところにかばんが当たり、やかんが落下、熱湯が足にかかった。(熱傷)
- ・ 階段付近の照明が点灯しておらず、段差がわかりにくく足をすべらせた。(膝挫傷)

給食調理、工具等での作業中に

- ・ 給食調理の際、野菜カッターを使用する際に、誤って指を負傷した。(右手指切傷)
- ・ 給食調理中、米の炊き具合を確認するため、炊飯器の扉を開け、蓋を取った際、釜の縁に右手甲が当たり、火傷を負った。(熱傷)
- ・ 樹木を剪定機械で剪定していたところ、太い枝で刃部分が跳ね返り、刃が太ももに当たり負傷した。(大腿部筋断裂)
- ・ 木工室において電動ノコギリを使用して教材作成を行っていたところ、木材を押さえていた手がずれて回転した歯に巻き込まれ負傷した。(左手挫傷)

通勤、出張の場面で

- ・入学式当日、学校に早く出勤するために上司の許可を得てバイクを使用したところ、交差点で乗用車と接触事故を起こした。(外傷性くも膜下出血)
- ・自転車での出勤途上、学校前の坂道が積雪で凍結しており、滑り転倒した。(右指骨折)
- ・部活指導後、暗くなってから自転車で退勤する途上、信号機のない交差点を横断する際、右手から来た無灯火の自転車と衝突した。(脳挫傷)
- ・自転車で帰宅する際、校門のレールに前輪が引っ掛かり、学校敷地内で転倒した。(右足首骨折)
- ・勤務校から出張先へ自転車で向かう途中、車道から歩道へ乗り上げる際、段差の縁に自転車前輪がすべり左側の歩道に転倒した。(頸椎捻挫)

長時間労働、業務の過重負荷によって

- ・新規採用で着任直後から、生徒の問題に対応したことにつき保護者から激しい抗議を受けたり、クラス運営、授業の準備等の校務に追われ、自宅に仕事を持ち帰ることを余儀なくされたことなどにより、うつ病を発症した。
- ・進路指導や保護者対応で長時間労働が続いていた中で、校外学習の引率にでかけ、その最中も深夜まで生徒指導をしていたところ、体調が悪くなり、その後意識がうすれ、脳梗塞を発症し、救急搬送された。
- ・生徒の暴力事案をめぐり、生徒指導や保護者対応を迫られ、学年主任として通常の生徒指導を超える重大な案件に中心となって対応していたところ、プール指導中に頭痛を伴う体調不良となり、自宅で小脳出血を発症した。
- ・下校の際に、一人の児童が突然飛び掛かってきて負傷するとともに、そのショックから「急性ストレス障害」を発症した。

○公務災害防止の取組をすすめるために

各職場において、管理監督者、安全衛生担当者を中心に、次のような取組を行うことが重要です。

★災害発生の要因を知り、事故を未然に防ぐ対策を講じる。

職員一人ひとりが自ら注意を払うだけでなく、公務（通勤）災害の事例等から発生の背景や原因を知り、職場全体で、日頃から事故を未然に防ぐ対策を講じておくことが重要です。

★日頃から心がけておく公務災害防止の取組

- 職場全体での話し合いによる安全衛生に関する知識や情報の共有化
- 職員間の事務分掌や事務負担への配慮
- 学校行事や校外活動の際の事前準備の徹底
- 施設の安全点検や修繕の実施
- 危険を伴う作業や工具を使用する際の安全確認の徹底
- 通勤や出張の際、自転車等交通用具の使用について事前届け出の徹底
- 万一の事故に備えた自転車損害賠償保険等への加入
- 出張命令簿の整備、通勤届の内容が実際の経路、方法と一致しているかの確認

★心・脳血管疾患や精神疾患を防ぐために

最近、長時間労働、業務による過重な負荷などにより、心・脳血管疾患や精神疾患を発症する事例が増加する傾向にあります。職場全体で職員の勤務状況や心身の状態を把握するために、次のような取組に留意することが大切です。

- 効率的な業務執行や適正な業務管理
 - 一人ひとりの業務状況や在校時間の把握、職員間の適切な業務配分や進行管理
- 風通しの良い職場づくり、特に新任職員等への配慮
 - 相談しやすい職場環境づくり、特に経験の浅い新任教員に対する助言やアドバイスの充実
- 健康診断の確実な実施
 - 全員に対する確実な受診の勧奨、健診結果に基づく必要な事後措置の実施
- 「ストレス・チェック（検査）」の活用
 - 法的義務づけがない50人未満の職場を含めた積極的な実施と、改善策の検討
- 職場におけるパワーハラスメントの防止
 - 業務上の指導と、人格を否定するような言動は別であるとの、パワーハラスメントへの理解推進

○公務（通勤）災害の請求にあたっての留意事項

○ 災害発生時は、速やかに事実確認を行ってください。

- ・ 災害発生時は、速やかに被災職員から報告を受け、又は現場に居合わせた複数以上の関係者から、事故状況（発生日時・場所、怪我の程度、災害の発生状況、加害者の有無等）を確認してください。
- ・ 交通事故の場合は、単独事故を含め、速やかに警察への届け出をお願いします。

○ 速やかに医療機関を受診するとともに、次の点に注意するよう伝えてください。

- ・ 医療機関を受診する際、窓口で「公務災害の手続を取る予定」であることを伝えてください。（共済組合員証は使用できませんのでご注意ください。）
- ・ 認定請求に必要なため、初診日の入った診断書をとってください。

○ 公務（通勤）災害か判断に迷う場合は、基金都支部にご相談ください。

- ・ 過労やストレスを背景とした心・脳血管疾患や精神疾患の事例は、災害の発生と公務との因果関係の把握が困難な場合が少なくありません。
このような公務上の災害か否か判断に迷う事例が発生した場合には、まず、基金都支部にご一報ください。



地方公務員災害補償基金東京都支部 管理担当

〒162-0052 東京都新宿区戸山3-17-1 東京都戸山庁舎3階

HPアドレス <http://chikousai-tokyo.jp/>

電話 03-5272-5432

リサイクル適性 **(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。